第三十一条の二第五項第二号	二　加給年金額の対象者が受給権者によつて生計を維持していることを証する書類	二　加給年金額の対象者が受給権者によつて生計を維持していることを証する書類 二の二　前各項の規定により届書又は請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第三十一条の四第二項第五号	戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）	戸籍の抄本
［略］	［略］	［略］
第三十二条第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十二条の四第二項	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第三十三条第三項第四号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条第一項第一号及び第三項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第三十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］